

ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（案）

○ほう素及びその化合物（単位：ほう素の量に関して、mg/l）

業種その他の区分	現 行 (H19. 7. 1 ～H22. 6. 30)	改正案 (H22. 7. 1 ～H25. 6. 30)	(参考) 一律排水基準
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	50	50	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	50	50	
貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	50	50	
電気めつき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	50	50	
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	50	50	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10
ほう酸製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	80	80	海域に排出されるもの 230
金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	150	150	
粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	150	150	
うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	150	150	
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）
- Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 1日につき立方メートル）

○ふつ素及びその化合物（単位：ふつ素の量に関して、mg/1）

業種その他の区分	現 行 (H19. 7. 1 ～H22. 6. 30)	改正案 (H22. 7. 1 ～H25. 6. 30)	(参考) 一律排水基準
化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	10	10	
非鉄金属製錬・精製業（貴金属製造・再生業を除き、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	11	暫定排水基準を廃止し、一律排水基準へ移行	
ほうろう鉄器製造業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	15	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	15	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	15	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	15	海域に排出されるもの 15
ほうろう鉄器製造業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	25	15*	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	25	15*	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	50	50	
旅館業（温泉を利用するものであつて1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	50	50	

*海域に排出するものは一律排水基準（15mg/1）へ移行

○アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(単位:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/1)

業種その他の区分	現 行 (H19. 7. 1 ～H22. 6. 30)	改正案 (H22. 7. 1 ～H25. 6. 30)	(参考) 一律排水基準
イットリウム酸化物製造業	150	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号） 第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に 係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又 はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の 特定事業場から排出される水を受け入れているもの に限る。）	250	170	
酸化コバルト製造業	400	220	
電気めつき業	500	400	
炭酸バリウム製造業	800	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
畜産農業	900	900	100
黄鉛顔料製造業	900	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
すず化合物製造業	1,800	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
ジルコニウム化合物製造業	1,800	1,000	
硝酸銀製造業	2,000	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
モリブデン化合物製造業	2,000	1,800	
バナジウム化合物製造業	2,000	1,800	
貴金属製造・再生業	4,000	3,600	

